

OECD 開発援助委員会(DAC)による我が国の開発協力相互レビュー

提言仮訳

2020年 10月 12日

外務省国際協力局開発協力企画室

提言1.

日本が達成しようとする持続可能な開発の成果及び影響が被援助国の成果の枠組みや持続可能な開発目標に合致していることを示す政府全体として一貫したアプローチについて、日本の国別開発協力方針において一層適切に記載すべき。

提言2.

日本は、アンタイド援助率の低下の影響をモニタリングし、それを増加に転じさせるための努力を行いつつ、DAC アンタイド勧告の対象となる援助については引き続き完全にアンタイド化するべき。

提言3.

日本は、次の3点を通じ、効果を増大させるために強固なパートナーシップを構築し続けるべき。

- 国際機関に高い予測可能性、柔軟性を与え、他の資金拠出者とともに資金をプールできるようにする形でイママーク拠出を行う
- 戦略的パートナーでありかつ権限を持った開発主体である日本や被援助国の市民社会に対して、一層の制度的な支援を行う
- OECD/DAC ブレンディッド・ファイナンス原則に沿って、民間セクターの活動の触媒となる ODA その他の財源の活用に関する明確なガイドライン・手続を確立する

提言4.

日本は、その開発協力の原則を堅持し、機敏性と適応性を向上させるために、次の分野において制度・手続・能力を引き続き向上させるべき。

- 意思決定の更なる分権化
- 案件の承認及び管理プロセスの更なる合理化
- 人員(特に現地スタッフ)の能力強化に対する投資の継続
- 開発協力政策全般において環境リスク及び気候変動リスク(適応・緩和を含む。)について更に考慮すること
- 開発協力の事業において当該事業や分野に特有な汚職リスクを評価・緩和・モニターするための制度の開発

提言5.

日本は、脆弱性や紛争影響下での文脈に関する知見を生かし、開発政策全般において紛争配慮を体系化し、各事業において人道と開発と平和の間の一貫性を明示し、実現するようにすべき。

提言6.

外務省とJICAが自らの評価政策やガイドラインをDAC評価基準に適合させるに際し、日本は、案件の実施の確認のみならず、一層戦略的な評価を行い、より体系立った事業全体の成果の評価とすべき。

提言7.

日本は、GNIの0.7%をODAに配分するという国際的なコミットメントに沿ってODAの量を増加するための計画を策定し、実施すべき。

提言8.

日本は、ODAによる貧困削減への貢献を最大化させ、最も取り残されている人々のニーズに対応するため、貧困削減に関する明確なアプローチ及びODA実施の計画・モニタリング・評価に関する具体的なガイダンスを策定すべき。

提言9.

日本は、国内政策と持続可能な開発目標の間で生じ得る齟齬に対応するため、包摂的かつ効果的な政府全体としてのアプローチを用い、省庁間調整を強化すべき。そのようなメカニズムによって、日本は以下を実現できるようになるべき。

- 齟齬を特定・分析し、あり得べき対策を取る
- 行動の優先順位を定める
- 関係省庁に実施すべき措置を指示する
- 措置の実施をフォローアップし、成果をレビューする